

鳶尾3丁目2街区

自主防災隊規約

(令和2年度改定版)

鳶尾3丁目2街区自治会

令和2年10月1日 発行

鳶尾3丁目2街区自主防災隊規約

第1章 名称及び事務所の所在

- 第1条 この防災隊は鳶尾3丁目2街区自主防災隊という。
- 第2条 この防災隊は鳶尾3丁目2街区自治会(以下「自治会」という)の自主防災隊とする。
- 第3条 本隊の事務所を管理棟内に置く。

第2章 隊 員

- 第4条 本隊の隊員は自治会会員とする。

第3章 目 的

- 第5条 この防災隊は予期せられている大地震の発生に対して鳶尾3丁目2街区(自治会地域)における災害防止の体制を整備することを目的とする。
- 又、本隊は住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行う。
- 災害の発生に際しては直ちに対策実施機関に移行するものとする。

第4章 事 業

- 第6条 本隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 防災に関する知識の普及に関すること。
 - 2 地震等に対する災害予防に関すること。
 - 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、保育、避難誘導、給水給食等の応急対策に関すること。
 - 4 防災訓練の実施に関すること。
 - 5 防災資機材などの整備に関すること。
 - 6 その他本隊の目的を達成するために必要な事項。

第5章 権利義務

- 第7条 隊員は全ての問題に参加する権利を有する。
- 又、本隊則に定める規約を守り本隊の運営に協力する義務を負う。

第6章 機関構成

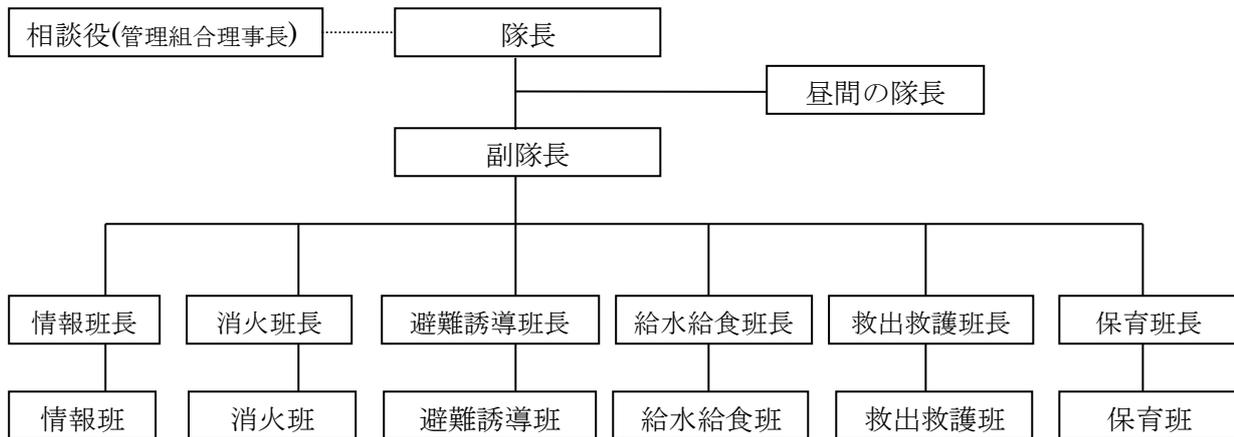
- 第8条 本隊に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会

- 第9条 本隊に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 隊長 | 1名 |
| (2) 副隊長 | 複数名(昼間の隊長を含める) |
| (3) 班長 | 6名 |

- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名
- (6) 管理組合理事長を相談役に置く



- 2 役員は次による。
 - (1) 隊長は自治会会長をもってあたる。
 - (2) 副隊長は自治会事務局員をもってあたる。
尚、昼間の隊長として隊長が選任した副隊長兼任者をもってあたる。
 - (3) 班長は自治会階級委員より階級委員会で選出する。
 - (4) 会計は自治会会計をもってあたる。
 - (5) 監査役は自治会会計監査をもってあたる。
- 3 役員任期は1年とする。
但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第10条
- 1 隊長は、本隊を代表し隊務を統括し地震等の発生時における応急活動を指揮する。
 - 2 副隊長は隊長を補佐し隊長に事故あるときはその職務を行う。
 - 3 昼間の隊長は、隊長不在時にその職務を行う。
 - 4 班長は、自主防災隊活動基準に定める事業を分担しその班の事業を推進する。
 - 5 会計は、本隊の会計を担当する。
 - 6 監査役は、本隊の会計を監査する。

(役員を選出)

- 第11条 役員を選出に関しては自治会会則をその基本として運営する。

(総会)

- 第12条 総会は全隊員で構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する(自治会の総会と同時に行う)。
但し、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
 - 3 総会は、隊長が招集する。
 - 4 総会は、次の事項を審議する。

- (1)規約の改正に関すること。
 - (2)事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3)予算及び決算に関すること。
 - (4)その他総会が特に必要と認めたこと。
- 付記 総会の実施に関して、本規約に示されない項目に関しては自治会
会則をその基本として運営する。

(役員会)

第13条 役員会は、隊長、副隊長、昼間の隊長及び班長によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1)総会に提出すべきこと。
- (2)総会により決定されたこと。
- (3)その他役員会が特に必要と認めたこと。

第7章 会 計

(予算)

第14条 本隊の活動予算は自治会と協議し総会で決定する。
尚、予算は自治会会費及び関連団体助成金等をこれとする。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は毎年1回監査役が行う。

但し、必要がある場合は臨時にこれを行うことが出来る。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付記 会計処理に関して、本規約に示されない項目に関しては自治会
会則を基本として運営する。

第8章 付 則

(改廃)

第17条 この規約の改廃は総会の承認を得なければならない。

(施行)

第18条 この規約は、平成20年1月20日から施行する。

付記 平成28年3月27日改定

令和 2年3月29日改定